白浜町農業委員会議事録

１．開催日時　　令和８年９月１１日（金）午後１時３０分

２．閉会日時　　令和８年９月１１日（金）午後２時２９分

３．開催場所　　富田事務所　２階　会議室

４．出席委員　　１番　小野　真一　　３番　清水　哲治　　４番　杉谷　孫司
５番　南　喜久治　　６番　後呂　豊　　７番　尾﨑　義治
８番　福田　博保　　９番　鈴木　隆文　　10番　木戸　孝
11番　藤原　久惠　　12番　山本　孝一　　13番　柏木　彰文
14番　大平　倫生

５．欠席委員　　２番　市川　博

６．事 務 局　　係長　柳原　克彰　　主査　赤井　志央　　主事　前田　大輔
主事　大仲　絢

７．議事日程　　開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第１０号　農地使用賃貸の合意解約について
議案第４０号　農地利用最適化推進委員の辞任の同意について
議案第４１号　農地法第３条の規定による許可について
議案第４２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４３号　農地法第５条の規定による許可について
議案第４４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について
議案第４５号　地域農業経営基盤強化促進計画の変更について
議案第４６号　農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について
その他

８.会議の概要

〇〇係長　　皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から９月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。なお、本日、〇〇局長は白浜町議会令和８年第３回定例会に出席のため、欠席させていただいております。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長　　皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、2番の市川　博委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。3番の清水　哲治委員と12番の山本　孝一委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

〇〇委員　　はい。
〇〇委員

議長　　それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第10号　農地使用貸借の合意解約について、2件ございますが、一括して事務局より報告願います。

〇〇係長　　はい。報告第10号　農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和8年7月31日解約したものです。
　続きまして、議案書の2ページをお願いいたします。番号2。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和8年8月3日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長　　事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員　　意見なし。

議長　　ありがとうございます。意見なしとのことでございますので、報告第10号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第40号　農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてを上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第40号　農地利用最適化推進委員の辞任の同意につきましてご説

明いたします。議案書の 3 ページをお願いいたします。白浜町農業委員会の下記の農地利用最適化推進委員から辞任の申出があったため、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定にもとづき、農業委員会の同意を求めるものでございます。令和 8 年 9 月 11 日提出。白浜町農業委員会　会長の名前が空白となっておりますので、会長の名前の記入をお願いいたします。本件につきましては、令和 8 年 8 月 18 日付けで、農地利用最適化推進委員の職を辞したいとの申出がありましたので、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定による農業委員会の同意についての審議をお願いするものであります。参考資料として〇〇推進委員から提出された辞任願の写しをお手元に配布させて頂きました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。なお、辞任願の写しは、審議終了後に回収させていただきます。

議長　　事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問があれば、お願いします。事務局から追加説明があるようなので、お願いします。

〇〇係長　　はい。農業委員会等に関する法律第 23 条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」となっております。今回、〇〇推進委員が辞意を表明されたことを受けて、理由を伺いました。「一身上の都合」とし、会議への出席が困難とのことです。推進委員の辞任の要件は正当な理由があること及び農業委員会の同意があることの二つであります。何が正当な理由であるかは社会通念上に従って判断すべきでありますが、辞任は本人が強く希望していることであり、「本人の意思に反して無理に職務を続けさせることはできない」、また職務への意欲を失った委員を在職させ続けることは、かえって農業委員会の円滑な運営や地域活動の支障になるため、「職務遂行に困難な事情がある」と捉え、「正当な事由」として辞任を認めざるを得ないと考えます。以上です。

議長　　それでは、お諮りします。本件については、同意するということで、ご異議ございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　異議なしと認めます。よって、本件については、本日付けで同意するということに決定いたしましたので、本日付けの辞任とし、この結果を〇〇推進委員に通知することといたします。また、これにより農地利用最適化推進委員が 1 名欠員することになります。このことについて、補足説明があるとのことです。事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。白浜町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する規則第 11 条では、「会長は、推進委員に欠員が生じた場合は、この規則に規定する手続

に基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。」とあり、基本的には、この規則に従い、推薦及び募集を実施することになります。新任者は、前任者の残任期間を引き継ぐものですので、現在の残る期間は 11 か月です。欠員補充のため、推薦及び募集に要する期間と会議で同意を得ることを顧慮しますと、順調に対応できても 12 月会議の上程になると考えられ、そうなると残任期間が、8 か月ほどと短い期間になります。また、三舞地区は、安居、寺山、中嶋、神宮寺、向平、久木、城、及び小川と広域であります。〇〇委員お一人のみとなりますと、ご負担が大きくなると考えまして、〇〇会長、〇〇会長職務代理者とも協議を重ね、田野井・ロケ谷地区担当の〇〇推進委員に三舞地区の担当の兼任をお願いしたところ、快くお引き受け頂けるとのことで了承を頂いております。また、隣接の〇〇委員、〇〇委員、〇〇推進委員からも協力するとのお言葉も頂戴しています。よって、短い期間でもあり、〇〇推進委員等のご協力も頂けますので、業務に重大な支障が生じないと判断し、任期満了まで後任の補充を行わず〇〇推進委員の兼任で進めさせて頂きたい所存でございます。最後になりましたが、〇〇推進委員より、2 年間ありがとうございましたとのことです。以上で、説明を終わります。

議長　　事務局からの補足説明が終わりました。このことについて、委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、農地利用最適化推進委員の欠員補充は行わないこととといたします。〇〇推進委員には、ご負担をお掛けしますが、任期満了まで三舞地区の兼任をお願いするとともに皆様のご協力をお願い致します。続きまして、議案第 41 号　農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。3 件ございますが、一括して事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第 41 号　農地法第 3 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 4 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては遠方に居住しており、当該地を継続して管理や耕作することが困難なため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地の隣接地に居住しており、日常的な管理及び耕作が可能であることから、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 5 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの

耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、遠方に居住しており適切に管理することが困難であるため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地の近くに居住しており、日常的に通うことができ野菜を中心に耕作・管理したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 6 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さんで、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さん、〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては譲渡人は死亡の前に遺言公正証書を遺しており、譲受人に遺贈する旨の遺言をしているため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地の遺贈を受けて季節野菜の栽培を行いたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1 番、2 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　3 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 41 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 42 号　農地法第 4 条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第 42 号　農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の 7 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇外 4 筆で、地目は全て台帳が田、現況が雑種地、面積は合計〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸駐車場への転用申請です。申請理由は、当該地は圃場整備時に非農用地区域内に換地された土地であり、貸駐車場として利用したいことから本申請に至りましたとのことです。また、当該地は圃場整備事業により平成 11 年

に非農用地区域内に換地されたあと、盛土などの整地を行い維持管理してきましたが、高齢のため困難となり、3 年ほど前から自動車解体業を営む法人に自動車の仮置き場としてすでに利用して頂いているとのことです。農地法に対する認識不足から農地法の許可が必要なことを知らずに利用を開始したことについて、申請人は深く反省しており、農業委員会から厳重注意の上、今後このような事がないよう十分注意する旨を記載した始末書を添付しての申請となっております。なお、3m以内に隣接する農地所有者の同意書及び水利組合の承諾書が添付されています。本申請地の農地区分は、圃場整備事業を行った区域内ですが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地ですので、第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第 4 条第 6 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長　　事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 42 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 43 号　農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。2 件ございますが、一括して事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第 43 号　農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 8 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転を伴います駐車場・資材置場への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、将来に渡って農地として利用することがないため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地の隣接地を親族が所有しており、一体として駐車場・資材置場として利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地、管轄する水利組合はありません。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることか

ら第2種農地に該当いたします。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転を伴います駐車場用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、高齢で遠隔地に居住していることから、維持管理が困難な状況であるため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては譲渡人より贈与の話があり、駐車場用地として活用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。3m以内に隣接する農地、管轄する水利組合はありません。なお、本申請地の農地区分は、住宅、公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域であることから第3種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第43号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第44号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。事務局から説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第44号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書の10ページから11ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は6件、12筆で、面積は合計

〇〇㎡となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになります。なお、番号1と2は、貸し手と貸付先が同じですが、地域計画内外で契約を分けることになりますので、別にしております。続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇外4筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年11月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。補足です。これまでは貸付先の父親が耕作していましたが、息子に変更したので、新規設定としています。

続きまして、議案書の13ページをお願いします。番号2。申請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年11月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。補足です。これまでは貸付先の父親が耕作していましたが、息子に変更したので、新規設定としています。

続きまして、議案書の14ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年11月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年11月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の16ページをお願いいたします。番号5。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年11月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。番号6。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年11月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。補足です。これまでも貸付先が耕作していましたが、相続により所有者に変更がありましたので、新規設定としています。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1番、2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　3 番、4 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　5 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　6 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 44 号につきまして、計画の案を承認いたします。続きまして、議案第 45 号　地域農業経営基盤強化促進計画の変更について上程いたします。2 件ございますが、一括して事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第 45 号　地域農業経営基盤強化促進計画の変更についてご説明いたします。これは地域計画の変更申請について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。議案書の 18 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡のうち〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更区分は地域計画から除外、変更理由は、農地法第 5 条の農地転用のためです。

続きまして、議案書の 19 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更区分は地域計画に編入、変更理由は、果樹経営支援対策事業実施のためです。現地の状況を写真で説明いたします。なお、次に上程する議案第 46 号と同じ所在地になりますので、土地利用の目的も含めて説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　2番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第45号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第46号　農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について上程いたします。2件ございますが、一括して事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第46号　農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。これは農用地の除外・編入申請について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。議案書の20ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡のうち〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用の目的は、住宅を建築するためです。変更理由は、申請者の娘が実家に隣接する土地で住宅を建築したいため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、「計画面積の妥当性」、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」、「農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさない」などでございます。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で変更後の土地利用の目的は、梅栽培です。変更理由は、当該地で栽培している梅の老木化に伴い果樹経営支援対策事業を実施したいため、本申請に至りましたとのことです。こちらについては、農用地外から農用地への編入申請となります。また、書類を精査したところ、「梅生産に活用するために必要な土地であると判断」し、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号の編入するための要件を満たしております。なお、当該地の状況等につきましては、先程議案第45号で説明しておりますので、スライドによる詳細は省略させていただきます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　2番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第46号につきましては、申請通り承認いたします。

議長　　以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長　　はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～
～令和8年度前期分報酬の支払いについて、説明した。～
～令和8年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会の参加について、説明した。～
～自治体独自の補助金について、説明した。～
～「米再生二期作の実証実験」ほ場の変更について、説明した。～
～令和8年度白浜町農業委員会視察研修について、説明した。～
～農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について、説明した。～

議長　　他に何かご意見等はございませんか。

全員　　意見なし。

議長　　なければ、次回の委員会につきましては、令和8年10月9日（金）午後1時30分から富田事務所　2階　会議室での開催を予定しております。本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員　　異議なし。

議長　　以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～大平会長は、午後2時29分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長

委　員

委　員

※署名については、原本に行っています。